



(1) 九號國道の志村一里塚、日本橋元標より3里目に當る一里塚址にして左右の間隔31.21米あり、大正13年史蹟として指定さる。昭和8年國道改修の際、塚を舊位置に存置し附近を整理して新に榎を植付けた。寫眞の左右石垣がそれである。

## 一里塚の説

志村の一里塚が出た序に、一里塚の由來を紹介しよう。以下は工學博士眞田秀吉氏の一里塚に関する研究で、第八回道路職員講習會に於ける同博士の講演によるものである。(編者)

×

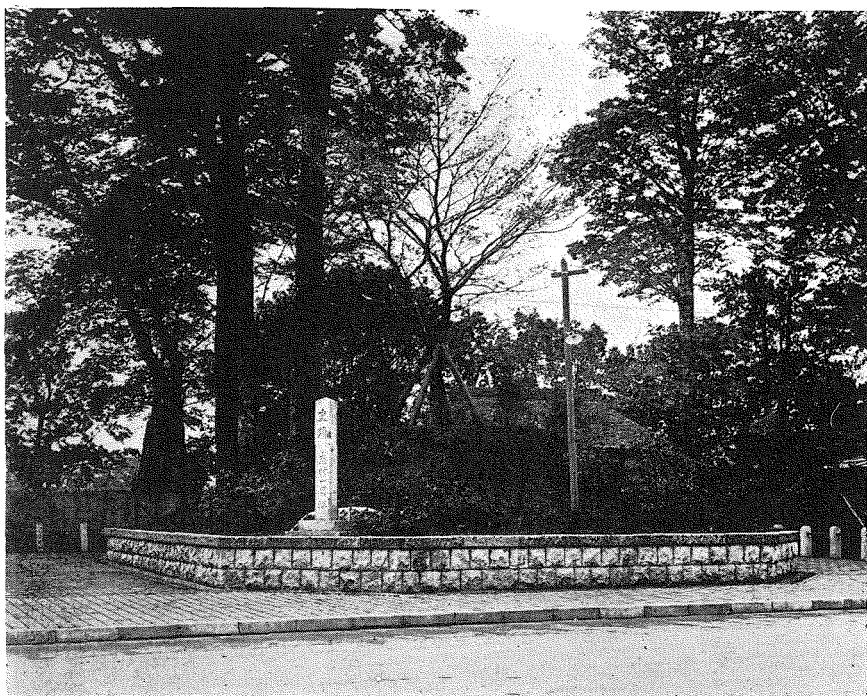
**並木の初め** 一里塚は並木と同じ様に發達したもので、並木は日本では奈良朝時代に東大寺の僧で書院と云ふ人が唐へ留學して見て來て、その人の建白が本となつて出來た。當時唐では並木に柳を植えてゐたので、日本でも柳を植え、また橘を植えたり果樹を植えたりした。其頃旅行をする人はみな食糧と餌を携へて行つたから、食糧が盡きて飢える人もあつたので、日蔭にもなり食糧にもなる果樹を植えたのである。

**一里塚の歴史** それから約800年の後、天正二年織田信長は大いに道路橋梁を修築し、1里を36町と定め且つその領内の道路に柳、松、櫻をすつと植えさせた。さうして1里毎

に一里塚と云ふものを建てさせたのである。尤も一里塚は其以前にも存在した形跡はあるが數が少く其起源は明かでない。

この時まで、我國では或は50町を1里と云ひ、或は48町、40町、36町を夫々1里とする云ふ風で實に區々だつたが、信長はキチンと36町を1里とする制度を確立した。この制度は秀吉の時代になつても變らず、徳川氏の世となつて二代目將軍秀忠公の時、慶長九年にそれを益々勵行し、36町1里の制度と松並木植付及一里塚とを大いに獎勵した。今日東海道其他にあるあの亭々たる松並木は大てい此時代に植付けたものである。

當時東海道、中仙道、甲州道中、日光道中それから奥州道中を五海道と稱し、幕府が直轄で道路も松並木も一里塚も造り、その維持は地方にやらせてゐた。北國筋、中國筋、九州路、四國路其他の往還は地方の藩々でやつてゐたが、秀忠公の慶長九年に至つて並木を



(2) 志村の一里塚、浦和方に向つて左側。

植えると同時に一里塚を大いに獎勵した。

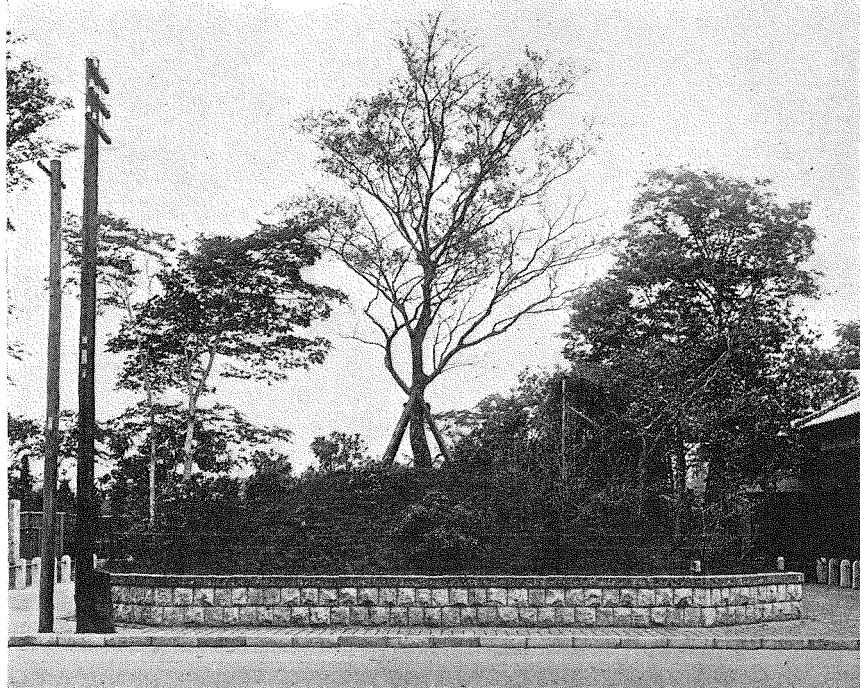
**一里塚の意義** 一里塚と云ふのは、この様に1里毎に設けて旅人が道程を知るに便せしめ、兼て驛馬、人足などの賃錢支拂基準となさしめたものであるが、當時36町1里の制度が確立してゐたにも係らず、現存するものは40町とか39町とか其他のものも大分あつて、必ずしも36町1里にはなつてゐない。其距離は東海道あたりに就て見ても大抵は延びてゐる。現に徳島の市から西に向つて行く昔の伊豫街道には、蜂須賀公入城の砌、慶長年代に一里塚を築き松を植えたのであるが、徳島城から最初の大谷の一里塚までが48町、其次の日開野一里松迄が40町、次の田野の松迄が35町、次が宮野一里松迄32町と云ふ様になつてゐるて、平均しても随分變な數字になるが、是には何か理由があつたのであらう。

昔は神社佛閣の前や公領地の區間は棹除と云つて測量をとばしたさうである。それから

又穂多村と云ふ様な所の前も測量をとばしたもので、こんな關係で距離が伸び、1里と云つても随分長いのがあり、東海道の神奈川縣内は平均39町になつてゐると云ふ。

東京市の志村にある一里塚は日本橋からテープの新らしいので實測した結果、舊街道筋にて3里11町9間2尺あることが分つた。尤も萬世橋の處や其他で路線が多少變つてゐるが、兎に角3里あるべきものが11町餘伸びてゐる。これを三つに割つて見ると丁度約40町になるから、40町1里の遺物であるかとも見られるが、例の棹除の關係もあるので何れとも判然しない。寶曆六年の調べによると江戸から京都迄、中仙道に110個所の一里塚があり、それぞれ位置も分つてゐるから、之を實測した結果が若し40町宛になつて居れば40町1里が元であつたらうし、區々ならば1里の町數の差によるか又は棹除があつたのもあらう。

(3) 志村の一里塚浦和方に向つて右側。



このやうに、制度は36町1里であつたに拘らず、色々のものが残つてゐる。例へば弘前藩では元祿六年令して從來48町1里の塚を36町詰に改築せしめ、盛岡藩では寛永十八年三閉伊の道法を改めて42町を1里とし塚を築いた等の記録がある。従つて一里塚は築造の時期が色々に變つてゐたりして町數も一定してゐないと見てよく、たゞ大體の目印に過ぎないと云ふ風に考へれば、一里塚の意義も分るやうに思ふ。

**形と塚木** 一里塚は昔は方5間として高さ約1間半に土盛をし、その上に大てい榎が植えてある。木は櫻があつたり松があつたり其他の木もあるが、要するに並木とは違つた木が植えであつて、榎が最も多い。

この榎に就ては面白い逸話がある。秀忠公の時に大久保石見守長安と云ふ人が一里塚と並木の總奉行をやつてゐた。幕府の土木屋であつたと見え、土木のことは大抵此人がやり

佐渡の金山の總奉行もつとめた人だが、此人が秀忠公に

「一里塚の木は何木を植え申すべきや」と伺つた。ところが秀忠公は

「よい木を植えよ」と仰しやつた。聞き直す譯に行かないで『よい木』を『えのき』と感違ひしたと云ふ説がある。又一説には「松の木を植え申すべきや」と伺つたところ「餘の木を植えよ」と云はれた。つまり松は並木にあるから外の違つた木を植えよと云つたのを『よの木』を『えのき』と聞違ひて榎を植えたとも云はれてゐる。しかし眞偽のほどはもとより知るべくもない。

川柳にも『落人は榎を植えぬ道を逃げ』と云ふのがある。これは今の國道や縣道にあたる街道には一里塚があつて榎が植えてあるから、それを行くと直ぐ擋るので榎を植えぬ間道を逃げると云ふ意味で、要するに一里塚は殆ど榎にきまつてゐる。遠藤林學博士の日本

山林吏によれば榎は枝を伐つても伐つてもよく繁茂する、すつかり坊主にして置いても枝が出る。又初め地上に植え生長の後塚を築いて幹を土で埋めても害がない、それ位強い木で生長も早く枝がよく繁るので枝の木と云ひ又枝を伐つて薪にすればよく燃えるから燃えの木、ゑの木と云ふ説がある。何れにもせよ此木の性質をよくわきまへて塚に植えたものに相違あるまい。

**並木と一里塚の保護** 舊幕時代には並木や一里塚を非常に保護して、加藤清正などは熊本から大津街道と稱して大分縣の鶴崎へ行く道路を開いて並木を植えたが、一枝伐つたら一指切る、一株伐つたら一首落すと云ふ觸れを出し、拔刀した並木守が所々に番をしてゐてなかなか嚴重であつた。其他各藩とも極めて嚴重な賞罰を行ひ、盜伐者があれば當人だけでなく一村全體に過料を課し、損木の三倍乃至十倍を代植せしめ、手錠、鞭、死刑等を行つた。その代りよく保護した者には給米、免租、一生組付御免、着用許可とか或は人夫賃や苗木を無代で下附するとかした。斯様に賞罰は各藩ともやかましく行つた。今日残つてゐるあの並木も決して自然放任のまゝで生長したのではないのだから、出來得る限り大切にしたいものである。

**尺度の變遷** さて前述の如くこの一里塚の間の延長が必ずしも36町ではないから、或は昔の尺度と今の尺度とは違つて居りはせぬかと云ふ疑問が生じ、調べて見た結果によると尺度は大寶令の時に唐から輸入して制定したもので、大寶令には大尺と小尺の二種があつた。小尺は大體曲尺に相當し、曲尺の9寸8分位で、大尺は小尺の1尺2寸で吳服尺である。但し先方の唐尺では小尺は約8寸で、其1寸は昔の彼國に於ける錢一文であり、今の足袋尺である。またその大尺は小尺の1尺2寸で大體わが曲尺に相當する。

大寶令以後はいろいろ變遷して坊間用ふる尺の長さが區々になつたので、徳川八代將軍

吉宗公の時、熊野神庫に藏する古尺を模して享保尺を作り、一般に用ひしめた。又廣く用ひられたものに念佛尺、又四郎尺があり、共に極めて僅小の差があるだけである。其後伊能忠敬が測量をする時に享保尺と又四郎尺とを折衷して折衷尺をつくつた。

明治五年岩倉大使が洋行して持歸られたメートル器で曲尺を檢して見たら、303.25乃至303.36m.mの間で、伊能の折衷尺は302.97m.mあつた。それで之を正しとして我1尺は303m.mであると定め、明治十一年メートル原器を買ひ入れ、四十二年法律となり正式にメートル法を採用した。即ち1mは3尺3寸とし、1尺は303.0303...m.mとした。

以上の次第で、徳川時代の曲尺も大體今日の曲尺と大差はないことが判然した。たゞ其時々の規定上習慣上36町1里とか、40町1里、50町1里などがあつたり、又テープでなく綱で測つたものであらうし、間掉は12尺2寸に作る習慣などあり、測量もうまく行かなかつたり、或は棹除で神社佛閣其他の所を省いたと云ふ様な、種々の原因から一里塚の距離が一定しないので、尺度の違ひではないことだけは明かになつた。(終)

靈助の長持唄

一里一里に、榎を植えてナア  
あとに並木に松に杉……